保護者の皆様へ

堺市子育て支援部 幼 保 推 進 課 長 幼 保 運 営 課 長

臨時休園期間の延長及び5月7日以降の緊急事態宣言の延長又は解除に伴う保育の利用について

堺市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、4月8日(水)から登園自粛の協力をお願いし、 さらに、4月15日(水)から5月6日(水)までの間、原則、休園としています。

現在、国において発出されている緊急事態宣言について、5月7日以降の方向性が現時点で示されておりませんが、大阪府内や堺市内の感染状況をふまえ、休園期間を5月10日(日)まで延長することとし、5月11日(月)以降については下記のとおり対応していただくこととしますのでお知らせいたします。

保護者の皆様には大変ご負担をおかけいたしますが、何卒ご協力いただきますようお願いいたします。 保育料の取り扱いなどについては、別紙1をご参照下さい。

記

- 1 臨時休園延長期間 令和2年5月7日(木)から令和2年5月10日(日) 【延長前の休園期間: 令和2年4月15日(水)から令和2年5月6日(水)】 なお、「3 保育の対象となる家庭」に該当する場合で、どうしても保育が必要な場合については、引き 続き、各園に「保育利用申請書」(別紙2)を提出いただきますようお願いいたします。
- 2 令和2年5月11日(月)以降の保育の利用について

|5月7日以降も緊急事態宣言の期間が延長される場合|

延長される期間の末日まで、原則、休園となります。

なお、「3 保育の対象となる家庭」に該当する場合で、どうしても保育が必要な場合については、引き続き、各園に「保育利用申請書」(別紙2)を提出いただきますようお願いいたします。

緊急事態宣言が5月6日をもって解除される場合

適切な感染防止策を講じたうえで保育を実施することとしますが、引き続き感染拡大防止に努める必要があることから、**令和2年5月11日(月)から当面の間、登園を自粛**し、家庭保育にご協力願います。 ただし、「3 保育の対象となる家庭」に該当する場合は保育を利用することができますので、施設にご相談ください。

- 3 保育の対象となる家庭
- 医療従事者
- ・警察、消防、介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方
- ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合
- 4 そ の 他
- ・家庭保育のご協力をいただいている間に、施設から、園児の様子や健康状態をお聞かせいただくため連絡することがあります。緊急連絡先に変更がある場合は、必ず施設にお知らせください。
- ・子育てのことや子どもの健康などについてご相談されたいことがある場合は、施設 に連絡してください。

【担当】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市子ども青少年局子育て支援部 幼保推進課 TEL 072(228)7173 / FAX 072(222)6997 幼保運営課 TEL 072(228)7231 / FAX 072(222)6997

○ 保育料について(0~2歳児クラス)

休園要請及び登園自粛要請期間中に家庭保育(登園自粛)へご協力いただいた日数に応じて、日割り計算にて減額します。

一旦全額納付してください。6月頃に4~5月の出席日数を利用施設から報告いただきますので、報告に基づき、7月頃に減額後の保育料について通知し、還付等の手続きを案内する予定です。

○ 給食について

期間中において、園での体制の確保など、安全に給食を提供することが困難である場合は、昼食の持参をお願いする場合もありますので、ご協力をお願いします。

※給食を提供しない場合の給食費の取扱いについては、後日各園からお知らせする予定です。

○ 令和2年4~5月からの利用調整で利用が決まった、育児休業中のご家庭について

原則、利用開始月中に復職する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に起因し、一時的に育児休業を延長した場合は、特例的に復職が6月中となっても、利用決定の取り消しとはなりません。また、休園要請及び登園自粛要請期間中の保育料は発生しません。(0~2歳児クラス)。

該当する場合は、各区子育て支援課にお申し出ください。